

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

令和4年度定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

第1 監査の期間

令和4年4月12日～令和5年2月17日

第2 監査の対象

《総務部》

行政管理課、職員課、デジタル推進課、市民窓口課、市民活躍課、市民相談課、
防災危機管理課

《政策経営部》

総合政策課、秘書広聴課、総合交通課、財務管理課、施設管理課、税務課、収納課

《健康福祉部》

社会福祉課、長寿福祉課、子育て支援課、保育・幼児教育課、健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

商工観光課、農林政策課、環境政策課

《都市整備部》

土木課、都市計画課、公園住宅課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化課

《その他》

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上32課、2事務局

第3 監査の内容

鯖江市監査基準に基づき、令和3年度に執行された事務事業が関係法令等およびの定めるところに従って適正に執行されていたか、また、経済的・効率的・有効的に執行されていたかについて実施した。

第4 監査の方法

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第5 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、事務の一部について改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導した。

第6 むすび

定期監査の審査にあたっては、『公金が法令や規則等に基づき適正に収納され、または執行されたかどうか。』および『経済性・効率性・有効性が図られていたかどうか。』に主眼をおいて監査を実施した。令和4年度の定期監査は、前回指導事項の改善状況を確認することに加え、コロナ禍で市民活動が停滞していた中で、特に補助事業や委託事業等が適正に行われていたかに重点を置き臨んだ。

なお、令和3年度定期監査に引き続き、単に問題点を見つけて指摘するだけでなく、事務の効率性を高める一助となるような監査を心掛けた。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ① 各種証拠書類等の計数と各種帳簿類等の計数が符合しているか。
- ② 収入および支出事務処理の執行科目および手続きは適正か。
- ③ 適切な発注と履行確認のため、支出負担行為には金額、債権者だけでなく、支出の目的、内容および積算根拠等の事項が具体的に記載されているか。
- ④ 随意契約は、関係法令および財務規則に従い事務処理がされているか。また、競争入札の可能性はないか。
- ⑤ 一者随意契約における事前協議書にその理由が明確に示され、契約管理課(令和4年4月以降は財務管理課契約検査グループ)の合議等、必要な手続きが執られているか。契約時の仕様書の内容と、業務完了報告書の内容が一致しているか。
- ⑥ 工事および業務委託の計画的な発注やコスト削減意識が反映されているか。また、事業内容の変更に関する協議の記録があり、必要な手続きがとられているか。履行状況の確認および検査・検収が適正に行われているか。
- ⑦ 各種団体等への補助事業における交付申請から実績報告等の提出書類の内容確認と支出について、適正に行われているか。また、補助の目的に沿った事業効果が得られているか。補助金等交付の要件確認等の事務処理が適切であるか。

この7項目を重点に、書類審査ならびに関係職員から説明を聴取した結果、改善や検討を要する事項の主な内容は、次のとおりであった。

- ① 補助金交付が経常化し、要件確認等の事務処理が不適切であるもの。補助金等の算出が合理的な基準により行われていないもの。実績報告書の内容精査が不足しているもの。
- ② 各種団体への補助金において、補助金額に対して多額の繰越金が発生しているもの。
- ③ 業務委託において、業務の履行状況の確認が不足しているもの。契約書に定められている内容が、履行できていないもの。
- ④ 物品購入や工事請負等において、見積の入札回避や徴取回避がうかがえるもので、分離して発注しているもの。
- ⑤ 支出事務において、必要以上の支出や不要不急の支出など、不経済な支出を行っているもの。経費を節減できるもの。二重支払い、支払年度誤りなど不適切なもの。
- ⑥ 契約事務について、契約書、条文および仕様書等が不備であるもの。

適正で効率の良い事務が実施できるよう、従前から指摘事項等により市の財務事務について改善を求めているが、今年度も過去に指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、事業を実施するにあたり、法令や規則等への適法性、公平性よりも、前例を踏襲することを根拠にしていたり、事務の進めやすさを優先したりしている事案も見受けられた。

今回の定期監査の対象となった令和3年度執行分は、前年度執行分に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の中止や縮小、執行の延期といった事業内容の見直しや、急遽必要となった各種対策事業への取組み等が行われた反面、各施策においてコロナ禍の状況でも事業効果を上げるべく感染対策を講じながら工夫して実施していたことがうかがえた。しかし、事務手続きが煩雑になる状況においても、行財政運営の透明性と公平性を確保し、市民の信頼を損なわないように努めなければならない。そのためには、正確な書類を作成し、契約の履行状況や提出された書類の確認を適正に行い、契約相手方との協議内容等を明確にしておくことが重要である。

監査の結果として取り上げた改善や検討を要する事項6項目のうち、①補助金の実績報告書の内容精査不足、③業務委託における履行確認不足、④分離発注による入札等回避の3項目については、前年度も同様の指導事項として取り上げられており、改めて確実な改善に取り組む必要があると考える。また、その他の事項については、基本的な財務事務の手続きについて再確認し、決裁時のチェック体制を確立することで、不適切な事務処理の再発防止に努められたい。